

【注意】

必要な証明資料が添付されていない場合は、競争参加要件については競争参加資格なし、評価項目については評価点0点となるので、本説明書を熟読の上、技術資料を作成してください。

技術資料作成説明書
【条件付一般競争入札版】

令和 8 年 7 月版

東日本高速道路株式会社
北海道支社

技術資料作成説明書（条件付一般競争入札版）

この技術資料作成説明書（技術資料様式）は、入札方式が「条件付一般競争入札」の場合で、「共通入札公告」2-3-2. 競争参加資格確認申請書の作成に係る作成方法を示すものです。

1. 競争参加資格確認申請における提出書類

競争参加資格確認申請において、下表に示す申請書及び申請内容を証明するための資料（以下「証明資料」という。）の提出を行うこと。

様式 番号	様式 名称	作成 ファイル名	作成 サイズ	ファイル 形式
様式 1	競争参加資格確認申請書	様式 1_申請書（会社名）	A4 版	PDF
様式 2	技術資料	様式 2_技術資料（会社名）	—	xlsx
様式 3	担当者連絡届	様式 3_担当者連絡届（会社名）	A4 版	PDF
様式 4	施工計画立案能力	様式 4_施工計画（会社名）	A4 版	PDF

2. 様式のデータファイル提供について

申請書の各様式はxlsx形式及びdocx形式（Microsoft社の「Excel2007」又は「Word2007」およびそれ以降のバージョンで作成したデータ。以下同じ。）のデータファイルで提供する。

3. 申請書及び証明資料の提出方法

申請書及び証明資料の提出方法：入札公告（説明書）を参照することとする。

申請書及び証明書の提出に関する留意事項：次の1）及び2）のとおりとする。

- 1）：申請書及び証明資料の提出にあたっては、上表に示す作成ファイル名・作成サイズ・ファイル形式により各様式を作成し、保存したデータを添付することとする。
- 2）：PDF形式で提出するデータファイルは以下のとおり作成することとする。

《PDFファイルの作成》

- ① NEXCO 東日本から提供されたdocx形式のデータファイルに必要事項を記載する。
- ② 上記①により作成したデータを紙印刷又はPDF形式印刷をすることとする。
- ③ 上記②で紙印刷した場合はスキャナ等によりPDF化することとする。

4. 申請書の作成

（1）様式 1 競争参加資格確認申請書

- ・本説明書に添付している「様式 1 競争参加資格確認申請書」を参考に作成すること。

（2）様式 2 技術資料

- ・本説明書に添付している「様式 2 技術資料」を参考に作成すること。

（3）様式 3 担当者連絡届

- ・本説明書に添付している「様式 3 担当者連絡届」を参考に作成すること。

（4）様式 4 施工計画立案能力【工事実績評価型Ⅰ型の場合に提出】

- ・本説明書に添付している「様式 4 施工計画立案能力」を参考に作成すること。

5. 技術資料（様式2）記載上の注意事項及び証明資料

各項目に係る記載上の注意事項及び証明資料の末尾にチェック欄を設けているので、注意事項等を踏まえた記載がなされているか入札者各自でチェックすること。

(1) 競争参加者の同種工事の施工実績及び同種工事の工事成績

1) 単体又は特定JVの代表者

入札公告（説明書）で指定する年度以降に公共発注機関※から直接仕事を受注する企業（以下、「元請」という。）として完成及び引渡し完了した下記の同種工事の施工実績を有すること。 ※公共発注機関とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で規定する国土交通省令で定める法人又は外国政府機関をいう。		
工事種	入札公告（説明書）で指定する競争参加者に求める同種工事の内容による。	
記載上の注意事項	【求める同種工事が単独の場合】 ①入札公告（説明書）で指定した年度以降に元請として完成及び引渡し完了した同種工事の施工実績を1件記載すること。 【求める同種工事が複数あって、かつ同一工事での実績を求める場合】 ①入札公告（説明書）で指定した年度以降に元請として完成及び引渡し完了した同種工事の施工実績をそれぞれ1件記載すること。 なお、同種工事の施工実績は同一の工事であること。 【求める同種工事が複数であるが、同一工事での実績でなくとも認める場合】 ①入札公告（説明書）で指定した年度以降に元請として完成及び引渡し完了した同種工事の施工実績をそれぞれ1件記載すること。 なお、同種工事の施工実績は同一の工事において有する必要はない。	☐
	②記載した同種工事の評定点合計が65点未満の工事、並びに評定点が付与されていない工事でないこと。	☐
	③記載した同種工事が共同企業体の構成員としての実績の場合は、次のイ)又はロ)に該当する場合のみ実績として評価する。 イ)甲型共同企業体の構成員としての実績の場合（乙型の分担工事を甲型とする場合を含む）は、出資比率が20%以上であること。 ロ)乙型共同企業体の構成員としての実績の場合は、分担工事が同種工事であること。	☐
	④契約不適合責任、競争参加資格停止等措置及びその他契約違反に該当する事実が判明した場合等により評定結果が修正されている場合は、修正後の評定点を記載すること。	☐
	⑤NEXCO 東日本が発注した、確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされる工事でないこと。	☐
	⑥【工事成績を技術評価対象としている場合】 特定建設工事共同企業体で競争参加資格申請を行う場合は、代表者の工事成績を「同種工事の工事成績」の評価対象とする。	☐
	証明資料	① 当該工事のコリンズしゅん功登録時の「登録内容確認書」（以下、「登録内容確認書」という。）を添付すること。 なお、必要な証明書類の添付が無く、同種工事の施工実績に記載したコリンズ登録番号では、同種工事の施工実績及びその他記載内容すべてが確認できない場合は、「競争参加資格なし」とする。
② 登録内容確認書では、同種工事の施工実績及びその他記載内容すべてが確認できない場合、又はコリンズに登録していない場合は、「契約書、図面、特記仕様書、発注者が発行した完成及び引渡しを証明できる書類等」で同種工事の施工実績に関する記載内容が証明できる書類の写しを添付すること。 なお、必要な証明資料が添付されていない場合は、「競争参加資格なし」とする。		☐

	③記載した同種工事が乙型共同企業体の構成員としての実績の場合は、分担した施工内容が証明できる書類の写しを添付すること。	☐
	④評定点合計を発注者から通知された写し（以下。「評定通知書」という。）を添付すること。ただし、評定結果が修正されている場合、修正後の評定通知書を添付すること。なお、必要な証明書類が添付されていない場合、「同種工事の工事成績」の「評価点は0点」とする。 また、入札公告（説明書）で指定する年度以降に NEXCO 東日本において完成及び引渡し完了した工事であって、天災など受注者の責によらないやむを得ない事情により、評定通知書を添付することができない場合は、入札公告（説明書）4. 契約担当部署を通じて NEXCO 東日本に対し、評定点合計を申請書の提出期限 5 日前（休日を除く）までに照会することができる。なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せの上、必要書類を申請書の提出期限 5 日前（休日を除く）までに電子メール又は書留郵便等により提出すること。	☐
	⑤NEXCO 東日本以外の発注者から工事成績評定点の通知を受けていない場合かつコリンズに登録していない場合は、元請として発注機関に受渡を行ったことを証する書類（発注機関が作成した認定書等）の写しを添付すること。なお、必要な証明資料が添付されていない場合、「競争参加資格なし」とする。	☐
	⑥完成及び受渡しの完了日については、次の書類により確認する。 イ) 評定通知書が証明書類として提出されている場合は、その通知日。 ロ) 評定通知書が提出されていない場合は、登録内容確認書の登録日。 ハ) 評定通知書及び登録内容確認書が提出されていない場合は、発注者が発行した完成及び引渡しの完了日が確認できる証明書類。 なお、いずれの場合も、日付が確認できる場合のみ実績として認める。	☐

2) 特定JVの構成員【入札公告（説明書）で特定JVの競争参加資格を認め、かつ該当する場合】

入札公告（説明書）で指定された年度以降に元請として完成及び引渡し完了した下記の同種工事の施工実績を有すること。		
工事種	入札公告（説明書）で指定する競争参加者に求める同種工事（緩和）の内容による。	
記載上の注意事項	【求める同種工事（緩和）が単独の場合】 ①入札公告（説明書）で指定した年度以降に元請として完成及び引渡し完了した同種工事の施工実績を1件記載すること。 【求める同種工事（緩和）が複数あって、かつ同一工事での実績を求める場合】 ①入札公告（説明書）で指定した年度以降に元請として完成及び引渡し完了した同種工事の施工実績をそれぞれ1件記載すること。 なお、同種工事の施工実績は同一の工事であること。 【求める同種工事（緩和）が複数であるが、同一工事での実績でなくとも認める場合】 ①入札公告（説明書）で指定した年度以降に元請として完成及び引渡し完了した同種工事の施工実績をそれぞれ1件記載すること。 なお、同種工事の施工実績は同一の工事において有する必要はない。	☐
	②記載した同種工事の評定点合計が 65 点未満の工事、並びに評定点が付与されていない工事でないこと。	☐
	③記載した同種工事が共同企業体の構成員としての実績の場合は、次のイ) 又はロ) に該当する場合のみ実績として評価する。 イ) 甲型共同企業体の構成員としての実績の場合（乙型の分担工事を甲型とする場合を含む）は、出資比率が 20%以上であること ロ) 乙型共同企業体の構成員としての実績の場合は、分担工事が同種工事であること	☐

	④契約不適合責任、競争参加資格停止等措置及びその他契約違反に該当する事実が判明した場合等により評価結果が修正されている場合は、修正後の評価点を記載すること。	
	⑤NEXCO 東日本が発注した、確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされる工事でないこと。	
証 明 資 料	①登録内容確認書写しを添付すること。 なお、必要な証明書類の添付が無く、同種工事の施工実績に記載したコリンズ登録番号では、同種工事の施工実績及びその他記載内容すべてが確認できない場合は、「競争参加資格なし」とする。	☐
	②登録内容確認書では同種工事の施工実績及びその他記載内容のすべてが確認できない場合、又はコリンズに登録していない場合は、「契約書、図面、特記仕様書、発注者が発行した完成及び引渡しを証明できる書類等」で、同種工事の施工実績に関する記載内容が証明できる書類の写しを添付すること。 なお、必要な証明資料が添付されていない場合は、「競争参加資格なし」とする。	☐
	③記載した同種工事が乙型共同企業体の構成員としての実績の場合は、分担した施工内容が証明できる書類の写しを添付すること。	☐
	④評価通知書を添付すること。ただし、評価結果が修正されている場合、修正後の評価通知書を添付すること。なお、必要な証明書類が添付されていない場合、「同種工事の工事成績」の「評価点は0点」とする。 また、入札公告（説明書）で指定する年度以降に NEXCO 東日本において完成及び引渡し完了した工事であって、天災など受注者の責によらないやむを得ない事情により、評価通知書を添付することができない場合は、入札公告（説明書）4. 契約担当部署を通じて NEXCO 東日本に対し、評価点合計を申請書の提出期限 5 日前（休日を除く）までに照会することができる。なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せの上、必要書類を申請書の提出期限 5 日前（休日を除く）までに電子メール又は書留郵便等により提出すること。	☐
	⑤NEXCO 東日本以外の発注者から工事成績評価点の通知を受けていない場合は、元請として発注機関に受渡を行ったことを証する書類（発注機関が作成した認定書等）の写しを添付すること。 なお、必要な証明資料が添付されていない場合、「競争参加資格なし」とする。	☐
	⑥完成及び受渡しの完了日については、次の書類により確認する。 イ）評価通知書が証明書類として提出されている場合は、その通知日。 ロ）評価通知書が提出されていない場合は、登録内容確認書の登録日。 ハ）評価通知書及び登録内容確認書が提出されていない場合は、発注者が発行した完成及び引渡しの完了日が確認できる証明書類。 なお、いずれの場合も、日付が確認できる場合のみ実績として認める。	

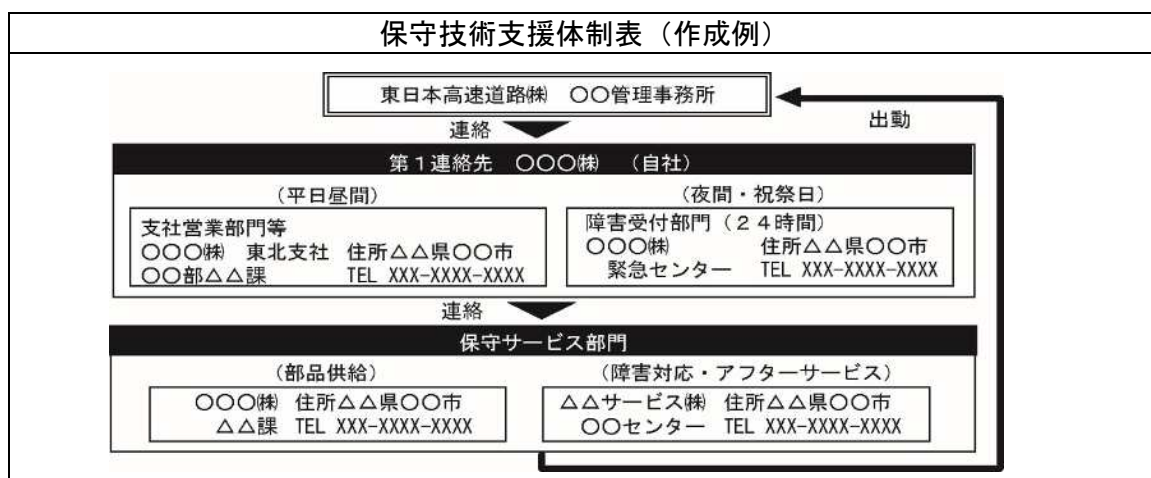
(2) 製造予定業者の同種機器の納入実績【入札公告(説明書)で機器製作の納入実績を求めている場合】

入札公告（説明書）で指定する年度以降に元請として完成及び引渡し完了した工事において、同種機器に係る納入実績を有すること。又は競争参加希望者が本工事において設置する設備の製造予定業者が同種機器に係る納入実績を有すること。		
機 器 種	入札公告（説明書）で指定する同種機器の内容による。	
記 載	①競争参加者自ら同種機器を製造する場合、「同種機器の製造予定業者」欄に「自社製造」と記載すること。同種機器を入札公告（説明書）で指定する年度以降に納入した実績を 1 件記載すること。	☐

	②競争参加者自ら同種機器を製造せず他者へ製造を委託し納入する予定の場合は、「同種機器の製造予定業者」欄に「製造予定業者名」を記載すること。また、製造予定業者が同種機器を入札公告（説明書）で指定された年度以降に納入した実績を1件記載すること。	☐
	③記載した同種機器が共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上であること。	☐
証明資料	①同種機器を納入した実績がコリンズで確認できる場合は、登録内容確認書を添付すること。	☐
	②登録内容確認書では同種機器の納入実績及びその他記載内容のすべてが確認できない場合、又はコリンズに登録していない場合は、契約書、図面、特記仕様書等記載内容の証明ができる書類の写しを添付すること。 なお、必要な証明資料が添付されていない場合、「競争参加資格なし」とする。	☐

(3) 保守技術支援体制【機器製作で納入実績を求める場合】

機器の故障、システムの機能障害時に、NEXCO 東日本からの連絡に対し24時間体制で迅速な修理及び復旧に必要な技術的助言、必要部品の手配等の支援を行う体制があること。		
記載上の注意	①機器の故障又はシステムの機能障害時に、NEXCO 東日本からの連絡に対し24時間体制で迅速な修理及び復旧に必要な技術的助言、必要部品の手配等の支援を行う「会社名」・「組織名」・「所在地」を記載すること。	☐
	②保守技術支援は、原則として自社の組織とするが、アフターサービスを主体とする会社等に依頼する場合は、「会社名」・「組織名」・「競争参加者との関係」を記載すること。なお、依頼する会社が複数いる場合は代表的な1社について記載すること。	☐
証明資料	①機器の保守技術支援体制表（下記作成例参照）を作成し添付すること。 保守技術支援を行う会社以外の関連のある組織（例：営業部、修理部門等）についても、関連が具体的にわかるように流れ図方式で明記すること。 また、所在地及び連絡先も併記すること。 なお、必要な証明資料が添付されていない場合、「競争参加資格なし」とする。	☐



(4) 競争参加者の品質管理・環境・労働安全衛生マネジメントシステムの取得状況【入札公告（説明書）で総合評価の評価項目とされている場合】

記載上の注意事項	①本工事の施工にあたり、取得しているマネジメントシステムが規定している事業活動内容が有効である場合は「取得数」を記載し、それ以外は「無」と記載すること	☐
	②特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体は次の 1) 又は 2) に基づき記載すること。 1) 特定建設工事共同企業体で競争参加資格申請を行う場合 競争参加者が特定建設工事共同企業体の場合は、代表者が取得している場合に「取得数」と記載すること。 2) 経常建設共同企業体で競争参加資格申請を行う場合 競争参加者が経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれかの者が取得している場合に「取得数」を記載すること。なお、複数の構成員が同一のマネジメントシステムを取得している場合、当該マネジメントシステムの「取得数」は 1 つとして記載すること。	☐
	③マネジメントシステムの取得を「有」とした場合は、そのマネジメントシステム取得数のほか、「取得内容」を記載すること。	☐
資料 証明	①マネジメントシステムの取得を「有」とした場合は、その登録証の写しを添付すること。なお、添付されていない場合、「評価点は 0 点」とする。	☐

(5) 競争参加者の同一工事種別等の表彰実績【入札公告（説明書）で総合評価の評価項目とされている場合】

記載上の注意事項	①入札公告（説明書）で指定する年度以降（表彰実績の適用日は表彰状に記載されている日付とする。）に NEXCO 東日本から優秀工事等又は外部表彰の、表彰の実績を有する場合に次の 1) 又は 2) に基づき「有」と、表彰の実績が無い場合に「無」と記載すること。 1) 優秀工事等の場合は、入札公告（説明書）で指定された工事種別に属する工事についてのみ「有」と記載すること。 2) 社長表彰（感謝状を含む）又は支社長による外部表彰（感謝状を含む）の場合は、工事種別は問わず「有」と記載すること。	☐
	②特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体は次の 1) 又は 2) に基づき記載すること。 1) 特定建設工事共同企業体で競争参加資格申請を行う場合 競争参加希望者が特定建設工事共同企業体の場合は、代表者の表彰実績を有する場合に「有」と記載すること。 2) 経常建設共同企業体で競争参加資格申請を行う場合 競争参加希望者が経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれかの者が表彰実績を有する場合に「有」と記載すること。	☐
	③表彰実績を「有」とした場合は、表彰年月日、表彰名、表彰機関（優秀工事等の表彰実績の場合）、工事名に関する工事種別（優秀工事等の表彰実績の場合）を記載すること。なお、工事種別は表彰工事の「入札公告（説明書）に記載している「競争参加要件の工事種別」を記載すること。	☐
	④NEXCO 東日本が発注した、確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされた工事の表彰実績は、評価対象としない（表彰実績として認めない）。	☐
	⑤NEXCO 東日本が発注した工事であって、かつ、競争参加資格措置要件に該当し、その工事が要因となり競争参加停止措置を受けた工事の表彰実績は、評価対象としない（表彰実績として認めない）。	☐

証明資料	⑥共同企業体として優秀工事等の表彰実績を有する場合は、代表者、又は構成員のいずれの立場で表彰された場合であっても実績をして評価する。 なお、乙型共同企業体の代表者又は構成員としての実績の場合は、分担工事の工事種別が入札公告（説明書）で指定された工事種別であること。	☐
	⑦共同企業体として社長表彰又は支社長による外部表彰（感謝状を含む）の表彰実績を有する場合は、代表者、又は構成員のいずれの立場で表彰された場合であっても実績として評価する。	☐
	①表彰実績を「有」とした場合は、その表彰状の写しを添付すること。なお、添付されていない場合、「評価点は0点」とする。	☐

※本工事の工事種別に対して表彰実績の評価対象となる工事種別は下表のとおりとする。

本工事の工事種別	令和6年度から平成29年度までに発注した工事の工事種別	平成28年度以前に発注した工事の工事種別
土木工事	土木工事 土木補修工事	土木工事 のり面処理工事
土木補修工事	土木工事 土木補修工事	土木工事 のり面処理工事 道路補修工事
舗装工事	舗装工事	舗装工事
舗装工事	舗装工事	舗装工事
鋼橋上部工工事	鋼橋上部工工事	鋼橋上部工工事
橋梁補修工事	橋梁補修工事	PC 橋上部工工事 鋼橋上部工工事 道路補修工事
建築工事	建築工事	建築工事
電気工事	電気工事	電気工事
通信工事	通信工事	通信工事
管工事	管工事	管工事
塗装工事	塗装工事	塗装工事
造園工事	造園工事	造園工事
道路付属物工事	道路付属物工事	防護さく工事 遮音壁工事 標識工事 トンネル内装工事
機械設備工事	機械設備工事	トンネル非常用設備工事 トンネル換気設備工事
受配電設備工事	受配電設備工事	受配電設備工事
交通情報設備工事	交通情報設備工事	交通情報設備工事

(6) 競争参加者の災害時の協力実績【入札公告（説明書）で総合評価の評価項目とされている場合】

記載上の注意事	①【工事实績評価型実績Ⅰ型又は実績Ⅱ型の場合】 入札公告（説明書）で指定する年度以降に NEXCO 東日本管内で発生した天災等（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、豪雪、雪崩等自然的又は人為的な事象）により、NEXCO 東日本が直接的又は間接的に応急復旧を依頼し、契約を行った実績が有る場合に「有」と記載すること。それ以外は「無」と記載すること。	☐
---------	--	--------------------------

	①【工事实績評価型実績Ⅱ型（地域活用型）の場合】 入札公告（説明書）で指定する年度以降に NEXCO 東日本管内、または入札公告（説明書）で指定する地域内で発生した天災等（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、豪雪、雪崩等自然的又は人為的な事象）により、NEXCO 東日本が直接的又は間接的に応急復旧を依頼し、契約を行った実績。	☐
	②特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体は次の 1) 又は 2) に基づき記載すること。 1) 特定建設工事共同企業体で競争参加資格申請を行う場合 競争参加者が特定建設工事共同企業体の場合は、代表者が災害協力の実績が有る場合に「有」と記載すること。 2) 経常建設共同企業体で競争参加資格申請を行う場合 競争参加者が経常建設共同企業体の場合は、企業体又は構成員のいずれかの者に災害協力の実績が有る場合に「有」を記載すること。	☐
	③NEXCO 東日本が「直接的」又は「間接的」に応急復旧を依頼し契約を行ったとは以下のことをいう。 ・「直接的」について 直接的とは、「東日本高速道路株式会社契約事務処理要領」に規定する災害復旧方式《工事・調査等》、災害復旧方式【簡易型】《物品・役務》、「東日本高速道路（株）北海道支社所管施設の災害時における災害応急復旧業務に関する協定」のいずれかに基づき契約し完了したものをいう。 ・「間接的」について 間接的とは、NEXCO 東日本から NEXCO 中日本、NEXCO 西日本、首都高速道路（株）、阪神高速道路（株）、本州四国連絡高速道路（株）に対して災害時の協力要請を行い、これら 5 会社のいずれかの要請により NEXCO 東日本管内の応急復旧に関わったものをいう。	☐
	④災害時の協力実績を「有」とした場合は、工事名、発注者名、受渡書の日付等を記載すること。	☐
	⑤「東日本高速道路（株）北海道支社所管施設の災害時における災害応急復旧業務に関する協定」を締結している場合は「有」、締結していない場合は「無」に記入すること。	
証明資料	①災害協力実績を「有」とした場合は、工事名又は業務名、発注者名、履行期間、履行箇所、受渡時期等、災害協力の実績が確認できる書類の写し（依頼書及び承諾書、発注書及び受渡書、又は契約書など）を添付すること。 添付されていない場合、「評価点は 0 点」とする。	☐
	②災害協力実績の時点については、次の書類により確認する。 イ) 評価通知書が証明書類として提出されている場合は、その通知日。 ロ) 評価通知書が提出されていない場合は、登録内容確認書の登録日。 ハ) 評価通知書及び登録内容確認書が提出されていない場合は、発注者が発行した完成及び引渡しの完了日が確認できる証明書類。 なお、いずれの場合も、日付が確認できる場合のみ実績として認める。	☐

(7) 競争参加者の緊急時の施工体制【入札公告（説明書）で総合評価の評価項目とされている場合】

証明資料	①緊急時の施工体制を「有」とした場合は、所在地を確認できる書類の写し（「建設業許可申請書における営業所一覧表」等の写しの最新版）を添付すること。 なお、添付されていない場合、「評価点は 0 点」とする。	☐
------	---	--------------------------

(8) 競争参加者のワーク・ライフ・バランス関連制度認定の取得状況【入札公告（説明書）で総合評価の評価項目とされている場合】

記載上の注意事項	① 入札公告（説明書）で指定するワーク・ライフ・バランス関連制度認定を受けている場合は審査基準日時点で取得している認定すべてを示すこと。取得している認定がない場合は「取得なし」とすること。	☐
	② 特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体は次の 1) 又は 2) に基づき記載すること。 1) 特定建設工事共同企業体で競争参加資格申請を行う場合 競争参加者が特定建設工事共同企業体の場合は、代表者が取得している場合に「取得数」と記載すること。 2) 経常建設共同企業体で競争参加資格申請を行う場合 競争参加者が経営建設共同企業体の場合は、構成員のいずれかの者が取得している場合に「取得数」を記載すること。複数の者の取得数を合算しての評価は行わない。	☐
証明資料	① ワーク・ライフ・バランス関連制度認定の取得を「有」とした場合は、認定を受けた事実を証明できる書類（認定書の写し等）を添付すること。 なお、添付されていない場合は「評価点は 0 点」とする。	☐

(9) カーボンニュートラルへの取り組み【入札公告（説明書）で総合評価の評価項目とされている場合】

記載上の注意事項	① 入札公告（説明書）で指定するカーボンニュートラルへの取り組みを当該工事の建設現場において実施する場合、該当する取り組みにチェック又は取り組み内容を記載すること。	☐
	② 共同企業体で競争参加資格申請を行う場合は、いずれかの構成員が取り組みを実施すること。	☐
	③ 取り組みは、実施内容で評価するものとし、規模・数量・期間は問わないものとする。	☐
	④ 取り組みは、当該工事において実施が確認でき、安全や目的物の品質に影響を与えないものとする。	☐
	⑤ 「その他のカーボンニュートラルへの取り組み」において、複数の内容が記載された場合であっても、1 つの取り組みとして評価するものとする。	☐
契約後の取扱い	① 「取り組むとした内容」は履行義務が生じるものとする。	☐
	② 監督員が履行確認を行った結果、受注者の責により「取り組むとした内容」の履行が達成されないと認められた場合は、本工事の請負工事成績評定点を減ずる。（最大 5 点） また、工事請負契約書第 26 条の 2 項に基づき未履行額を請求する。	☐
	③ 競争参加資格申請時に取り組むとした内容の詳細について、別途監督員から交付される「カーボンニュートラル施工計画書」に記載の上、監督員に提出するものとし、履行状況を「創意工夫・社会性等に関する実施状況」「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」（共通仕様書規定様式）にて提出するものとする。	☐

6. 技術資料（様式3）記載上の注意事項及び添付資料

各項目に係る記載上の注意事項及び添付資料の末尾にチェック欄を設けているので、注意事項等を踏まえた記載がなされているか入札者各自でチェックすること。

施工計画立案能力【入札公告（説明書）で総合評価の評価項目とされている場合】

入札公告（説明書）で指定した内容による。		
記載上の注意事項	①求める評価項目につき A4 サイズ 1 頁以内で記載すること。 1 評価項目につき記載できる施工計画の項目は 1 項目までとする。 文字の大きさは 12 ポイント以上とし、図表を含んでも良いが判読可能であること。 なお、文字の大きさが 12 ポイント未満または判読不可能な場合は、その施工計画は加点評価対象としない。	☐
	②提出された施工計画について、記載内容のすべて又は一部に関係法令に抵触する内容が含まれる場合、競争参加資格が無いものとみなす。	☐
	③記載する施工計画が 2 項目に満たない場合は記載項目数を、2 項目を超える場合は記載順の 2 項目で加点評価を行い、それ以降の施工計画は加点評価対象としない。ただし、2 項目を超えて記載された施工計画についても採否又は欠格の評価を行い、採用とされた施工計画は履行義務を負うものとする。	☐
	④記載する施工計画は、監督員が履行確認可能な内容とすること。履行確認が出来ない施工計画は不採用「評価点は 0 点」とする。	☐
	⑤記載する施工計画（施工計画の一部を含む）が、本工事の設計図書に適合しない、又は本工事で採用できない内容である場合、当該施工計画（施工計画の一部も含む）を不採用、「評価点は 0 点」とする。	☐
	⑥加点評価の対象とした施工計画のすべてが不採用となった場合は、競争参加資格が無いものとみなす。	
	⑦施工計画の記載内容と添付資料に齟齬がある場合、添付資料は評価に用いない。	☐
	⑧添付資料を参照しないと評価ができない施工計画は不採用、「評価点は 0 点」とする。	☐
	⑨必要以上の資機材の追加や、必要な能力以上の施工機械への変更など、仕様を超える施工計画を求めるものではない。	☐
添付資料	①記載した施工計画の理解を図るため、A4 又は A3 サイズ 1 頁に限り添付資料を認める。 添付資料（施工状況写真、事例図面、カタログ抜粋等）は施工計画の記載内容を確認することのみに用いる。	☐